

役員報酬等の支給基準規程

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人東幸会（以下「法人」という。）の業務に従事する評議員及び役員等の報酬、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事をいう。

第二章 報酬等

(報酬)

第三条 継続かつ定期的に就業する常勤役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。

理事長

原則、役員等報酬表に定める6号俸から10号俸の範囲内かつ役員区分の総額の範囲内で決定する。

理事

原則、役員等報酬表に定める1号俸から5号俸の範囲内かつ役員区分の総額の範囲内で決定する。

2 前項に該当しない評議員、非常勤役員等には報酬は支給しないこととする。評議員、非常勤役員等が評議員会、理事会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、費用弁償として次の額を支給する。

1日4時間未満 5,000円

1日4時間以上 10,000円

3 翌年度の報酬額は、年度終了後に開催される定時評議員会において、法人の業績と当該評議員、役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(報酬の支払方法)

第四条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

第三条1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

第三章 出張旅費

(出張旅費)

第七条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃（急行料金、特別料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
 - 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
 - 4 日当は出張に対して、1日あたり5,000円を支給する。
 - 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑務等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
 - 6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。
- 第八条 理事において、職員を兼務する者は、旅費規程により支給する。

（出張旅費の仮受け）

第九条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

（出張旅費の精算）

- 第一〇条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。
- 2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第四章 退任慰労金

（金額の算定）

第一一条 退任評議員、役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

（1）理事長

在任期間1年につき30,000円

（2）評議員、理事、監事

在任期間1年につき20,000円

- 2 在任期間の計算は、評議員、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

（支給の方法）

第一二条 退任慰労金は、評議員、役員等を退任した日の翌月25日に金融機関の口座に振込む方法により支給する。

（控除）

第一三条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任評議員、役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第五章 慶弔

(受章祝金)

第一四条 評議員、役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第一五条 評議員、役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第一六条 評議員、役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第一七条 評議員、役員等が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第一八条 評議員、役員等の親族などが死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第六章 附 則

(改 正)

第一九条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人東幸会の評議員会議決を経なければならない。

役員等報酬表

号俸	支給基準額
1号俸	月額300,000円
2号俸	月額350,000円
3号俸	月額400,000円
4号俸	月額450,000円
5号俸	月額500,000円
6号俸	月額600,000円
7号俸	月額700,000円
8号俸	月額800,000円
9号俸	月額900,000円
10号俸	月額1,000,000円

別表1

祝金及び見舞金	支給基準額
受賞祝金	ア. 知事、厚生労働大臣表彰受章のとき20,000円 イ. 国の褒章制度による褒章受章のとき20,000円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000円以上30,000円以内
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000円
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上50,000円以内

別表2

弔慰金対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000円	弔電・生花
その他の評議員、役員等	50,000円	同上

別表3

香華料対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000円	弔電・生花
父母	10,000円	同上
配偶者の父母、義父母	10,000円	同上
子	30,000円	同上
祖父母	10,000円	弔電
兄弟	10,000円	同上